

助成金

通訳付

玉掛け修了者のための クレーン取扱特別教育(第2回)

足利・佐野労働基準協会の共催による、玉掛け修了者のための「クレーン取扱特別教育」を実施いたします。
ご承知のとおり、5トン未満のクレーンを取り扱う業務は、労働安全衛生法第59条第3項により「危険な業務」に指定され、特別教育を受講しなければ作業に就くことができません。また、クレーンを取り扱うためには、玉掛け技能講習修了者でも、別途クレーンの特別教育が必要となりますので、この機会に該当する社員の方に受講いただくようご案内いたします。

また、外国人受講者向けの通訳付きの講習も実施できますので、希望される場合は、お申し出ください。

対象者

5トン未満のクレーンを取り扱う予定の方で、すでに玉掛け技能講習を修了されている方

講習の内容(厚生労働省通達によるカリキュラム)

- (1)クレーンに関する知識 3時間
- (2)原動機及び電機に関する知識 2.5時間
- (3)関係法令 1時間
- (4)クレーンの運転(実技) 3時間



実技講習の様子

日時

令和8年3月8日(日) 8:00~18:30

※申込後、詳細な時間割を記載した「受講票(カリキュラム)」を送付します

会場

オグラ金属株式会社(足利市川崎町1310)

受講料

16,500円

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます

申込期間

令和7年12月1日(月)~ 令和8年2月20日(金) 定員40名

申込方法

ホームページから直接お申し込みください (お問い合わせは、協会事務局73-6660まで)

助成金

市内中小製造業の場合は、足利市から受講料の30%が助成されます

通訳付

協会登録の通訳(ベトナム・スリランカ・インドネシア・ネパールほか)が対応できます(別途料金)